

公認クロスカントリースキージテスト規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー級別テスト(以下「テスト」という。)の実施に関し、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 テストは、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。

(テストの種類)

第3条 テストは、1級、2級、3級の3段階の級別テストとする。

(指導活動の禁止)

第4条 テストは技能テストであるため、指導者資格と異なり、取得者はクロスカントリースキーの指導活動を行うことができない。

(実施)

第5条 テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。

2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日までに加盟団体長の承認を得る。また、12月15日までに申請が間に合わなかった場合は、2月15日までに加盟団体長の承認を得る。

3 加盟団体が単独で実施できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。

4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。

(公示)

第6条 テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第7条 テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、本連盟公認クロスカントリースキー検定員資格を有する検定員2名以上がこれにあたる。

2 アシスタントとして、本連盟公認クロスカントリースキー指導員資格者を委嘱できる。

(テスト基準及び実施要領)

第8条 テストは、実技のみとする。

2 テスト基準及び実施要領は、別に定める。

(受検資格)

第9条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、事前講習を受けていることを原則とする。

(1) 受検者は、希望する級のテストを受けることができる。ただし、1級受検者は2級(ジュニア2級を含む。)取得者でなければならない。

(2) 受検者の年齢は、1級は受検年度の4月1日時点で、中学生以上とし、2級及び3級は小学生以上とする。

(受検手続)

第10条 受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、各種公認・登録料金一覧表に定める検定料を添えて、開催団体へ提出する。

(合格者の手続)

第 11 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。

2 級別テスト 1 級合格者で本連盟に未登録の者は、当該年度の本連盟暫定登録をしなければならない。

(結果報告)

第 12 条 テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちにテスト結果を所定の報告書に必要事項を記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5 月末日までに本連盟に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 11 年 10 月 18 日	制定
平成 12 年 9 月 21 日	改正
平成 14 年 6 月 28 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 19 年 7 月 5 日	改正
移行 平成 20 年 9 月 16 日	改正
平成 21 年 9 月 18 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 29 年 8 月 22 日	改正
令和 4 年 9 月 26 日	改正
令和 5 年 9 月 14 日	改正